

任意継続組合員に関する手続き

任意継続組合員制度は、退職後も引き続き短期給付を受け、福祉事業を利用できるように創設されたものです。

現在の任意継続組合員制度では、短期・一般組合員の資格を喪失した方が対象となっています。

なお、任意継続組合員制度についての詳細な説明を掲載した冊子『組合員資格喪失後の医療保険(健康保険)制度について』及び『資格喪失後の医療保険制度Q & A』の最新版を、毎年1月下旬ごろにホームページへ掲載していますので御一読ください。

1 組合員資格の喪失について

公立学校共済組合の組合員の方は、次の資格取得要件を満たさなくなった場合、現在の資格を喪失します。

任用形態・資格取得要件表

種別	任用形態	資格取得要件
一般	・ 常勤職員	すべての常勤職員
	・ 再任用職員 ・ 任期付職員 ・ 会計年度任用職員(13か月目以降)	FT 次の①～③のいずれかを満たすこと ① 常勤職員の所定労働時間以上労働している者で、任用期間が2か月を超えること(超えることが見込まれる場合含む) ② 週の所定労働時間及び1か月間の所定労働日数が、常勤職員の4分の3以上であって、任用期間が2か月を超えること(超えることが見込まれる場合含む)
短期	・ 臨時的任用職員	FT ③ ①、②以外の者で、次の要件すべてに該当する者 ア 週の所定労働時間が20時間以上であること。 イ 報酬月額が8万8千円以上であること。 ウ 任用期間が2か月を超える見込みであること。 エ 学生でないこと。(定時制等一部除く)
	・ 会計年度任用職員(12か月目まで) ・ 再任用職員 ・ 任期付職員 ・ 会計年度任用職員	

* FT(フルタイム)は常勤職員の所定労働時間以上労働している場合を示します。

* 短時間は週の所定労働時間が20時間未満を除きます。

任意継続組合員制度において、資格取得要件を満たさなくなった場合は、すべて退職として扱います。

【例】

- ① 常勤組合員等が3月31日付けで退職する場合
 - ② 会計年度任用職員等が3月31日まで週20時間以上で勤務し、4月1日から週15時間で勤務する場合
- いずれも「3月31日を退職日、その翌日を資格喪失日」とする。

2 任意継続組合員制度の加入要件

任意継続組合員制度に加入するためには、次の3つの要件を全て満たす必要があります。

- ① 退職日まで引き続き※1年と1日以上組合員期間があること。
※ 地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の組合員期間を含む。(その他の共済組合・健康保険の組合員期間、被扶養者期間、任意継続組合員期間を除く)
- ② 退職の日から起算して20日を経過する日までに、『任意継続組合員申出書(給付様式第6-1号)』を、所属所を経由して共済組合に提出すること。
※ なお、申出が期限を経過した後であっても、その遅滞事由に正当な理由があると組合が認めた場合は、その申出を有効なものとして取り扱う。
- ③ 退職の日から起算して20日以内に任意継続掛金を払い込むこと

3 任意継続組合員の組合員期間

退職日の翌日から起算して最長2年間(随時に脱退することが可能です。)

4 任意継続組合員の掛金

(1) 概要

任意継続掛金には、短期掛金と介護掛金の2種類があります。

現職時の掛金は、事業主が約1/2を負担していますが、任意継続組合員は事業主の負担相当分も自身で負担することとなるため、掛金額は、現職時と比較するとほぼ2倍になります。

(2) 掛金の算定方法 (短期、介護任意継続掛金)

標準額(①、②のいずれか少ない額)に掛金率を乗じて得た額(円未満の端数切捨て)とします。

- ① 退職時の標準報酬月額
- ② 前年度の9月30日における全組合員(短期給付適用)の平均標準報酬月額

ア 介護保険第2号被保険者である組合員(40歳以上65歳未満の組合員)
次の①、②の合計額。

- ① 短期掛金 = 標準額 × 短期掛金率
- ② 介護掛金 = 標準額 × 介護掛金率

イ 介護保険第2号被保険者でない組合員

短期掛金 = 標準額 × 短期掛金率

* 詳細は給付グループにお問い合わせ下さい。

(3) 掛金の払込方法

次のいずれかの方法となります。

ア 銀行からの自動振替

初3か月分は振込依頼書により前納し、4か月目以降の掛金は振替手続きで指定した口座から振り替えます。

(ア) みずほ銀行からの自動振替

振替手数料：なし

振替日：毎月25日（土、日、祝日の場合は翌営業日）

(イ) その他の金融機関からの自動振替

振替手数料：毎月100円＋税

振替日：毎月20日（土、日、祝日の場合は翌営業日）

イ 振込依頼書による一括前納

(ア) 6か月分を前納

最大6か月分の割引があるため、年間の掛金額は自動振替よりも安くなります。

(イ) 12か月分を前納

最大12か月分の割引があるため、年間の掛金額は自動振替及び6か月前納よりも安くなります。

5 任意継続組合員の短期給付

休業給付（傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金）を除き、在職中とほぼ同様の短期給付が受けられます。また、傷病手当金、出産手当金は退職前に請求事由が発生している場合に限り給付が受けられます。

給付額の算定にあたっては、任意継続掛金の標準となった額に基づき計算するため、在職中の給付額を下回る場合があります。（傷病手当金、出産手当金を除く）

給付金は、在職中に登録した給付金口座または『任意継続組合員申出書（給付様式第6-1号）』に記入した銀行口座へ振込みます。

6 被扶養者の認定の継続

在職中に認定されていた被扶養者は、組合員の申出により被扶養者として認定されます。（新たに被扶養者の認定が必要な場合は別途手続きが必要です。）

7 任意継続組合員加入後の手続き

（１）任意継続組合員の資格喪失

次のいずれかに該当する場合には、任意継続組合員の資格を喪失します。

任意継続組合員の資格喪失後、任意継続組合員制度に再加入するには、改めて加入要件を満たす必要があります。

なお、払込み済の掛金については、喪失した日の属する月以後の掛金を還付します。（ただし、加入日の属する月に資格を喪失し、かつ喪失事由が公立学校共済組合の組合員資格取得でない場合は、加入月の掛金は徴収します。）

ア 任意継続組合員になった日から起算して２年を経過したとき。

イ 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき。

ウ 健康保険の被保険者となったとき。（ただし、被扶養者は（５）に該当）

【例】

- ・ 退職後、間を空けて再就職し、再就職先健康保険に加入できる場合
- ・ 時間数増加等により、公立学校共済組合の短期・一般組合員資格を取得した場合

エ 死亡したとき。

オ 任意継続組合員でなくなることを申し出たとき。

→『任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書（給付様式第 6-2 号）』を共済組合が収受した日が属する月の翌月一日

（国民健康保険に加入する場合、家族の被扶養者となる場合等）

（２）任意継続組合員の被扶養者の認定及び取消

ア 新たに被扶養者の認定が必要な場合

給付グループに連絡してください。

イ 取消しする場合（就職や収入超過、死亡などで取消事由が発生した場合）

「（給付様式第 6-3 号）任意継続組合員被扶養者取消申出書」に必要な書類を添えて、給付グループに送付してください。

被扶養者証等を所持している場合は、必ず返納してください。

(3) 掛金払込証明書の発行（社会保険料控除）

「任意継続組合員掛金払込証明書」は、払い込んだ年の翌年1月中旬に御自宅へ送付（一斉送付）します。

ただし、年末調整等のため、「任意継続組合員掛金払込証明書」を一斉送付前に必要とする場合は、「任意継続掛金払込証明書発行願（給付様式第6-7号）」を給付グループあてに送付してください。